

## 2 届出・証明

### ◎戸籍に関する届出【税務住民課国保住民係 ☎42-2111（内線 211～213）】

種類	届出期間	届出地	必要なもの
出生届	生まれた日を含めて 14日以内	父母の本籍地 届出人の所在地、 出生地	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生届（出生証明書）</li> <li>届出人の判子</li> <li>母子健康手帳</li> <li>妊産婦受給者証</li> <li>子どもが入る予定の保険証</li> <li>父母のどちらか一方の口座番号・名義人が分かるもの</li> </ul>
死亡届	死亡の事実を知った日 から7日以内	死亡者の本籍地、 届出人の所在地、 死亡地	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届書（死亡診断書）</li> <li>届出人の判子</li> </ul>
婚姻届	期間の定めはありません （届出があった日に法律上の 効果が発生します）	夫または妻の本籍地、 所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻届書（夫婦の署名と証人（成人2人）の署名が必要です。※押印は任意）</li> <li>九戸村に本籍のない方の場合、戸籍全部事項証明（戸籍謄本）</li> </ul>
離婚届	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚協議の場合、期間の定めはありません（届出があった日に法律上の効果が発生します）</li> <li>裁判離婚の場合、調停成立、審判確定、判決確定から10日以内</li> </ul>	夫妻の本籍地、 夫または妻の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚届書（協議離婚の場合、夫婦の署名と証人（成人2人）の署名が必要です。※押印は任意）</li> <li>九戸村に本籍のない方の場合、戸籍全部事項証明（戸籍謄本）</li> <li>裁判離婚の場合、調停調書謄本または審判所もしくは判決の謄本と確定証明書</li> </ul>
転籍届	期間の定めはありません （届出があった日に法律上の 効果が発生します）	届出人の本籍地、 所在地、 新しい本籍地	<ul style="list-style-type: none"> <li>違う市町村に転籍する場合、戸籍全部事項証明（戸籍謄本）</li> <li>届出人の判子</li> </ul>

- ◆戸籍の届出に関連して、住所などの異動がある場合は、その届出も必要です。
- ◆閉庁時の戸籍の届出は、宿・日直室で預かります。ただし書類に不備がある場合は後日来庁していただくこともあります。
- ◆戸籍の届出は役場の業務時間にかかわらず、いつでもできることになっています。

### ◎住民異動の届出【税務住民課国保住民係 ☎42-2111（内線 211～213）】

届出種類	届出期間	届出に必要なもの	届出人
転入届	引っ越してきた日から14日以内	①転出証明書またはマイナンバーカード (前住所地の市区町村で発行) ②在学証明書(前住所の小・中学校で発行) ③国民健康保険被保険者証(転入先世帯に国保加入者がいる場合) ④マイナンバーカード (※②③④は、該当する方のみ)	本人、世帯主または同一世帯に属する方
転出届	引っ越しをする前か遅くとも越してから14日以内	①印鑑登録証 ②国民健康保険被保険者証 ③各種医療受給者証 ④マイナンバーカード ※該当する方のみ	本人、世帯主または同一世帯に属する方
転居届	引っ越しをしてから14日以内	①国民健康保険被保険者証 ②各種医療受給者証 ③マイナンバーカード ※該当する方のみ	本人、世帯主または同一世帯に属する方
世帯(主)変更届	変更があった日から14日以内	国民健康保険被保険者証 ※該当する方のみ	本人、世帯主または同一世帯に属する方

◆平成17年11月から、上記届出をする方の本人確認が義務付けられました。届出の際は、ご本人の確認ができる書類(運転免許証、パスポートなど)をご持参ください。また、代理の方が届け出る場合は、代理の方の本人確認ができる書類と委任状が必要になります。(本人と同一世帯の方が届出を行うときには委任状は不要です)

## ◎外国人の登録【税務住民課国保住民係 ☎42-2111(内線211~213)】

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、外国人住民の方も住民基本台帳法の適用対象となりました(平成24年7月9日施行)。同時に外国人登録法が廃止されました。

●外国人住民も住民票が作成されます  
対象となる外国人住民は以下のとおりです。

- ①特別永住者
- ②中長期在留者
- ③一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ④出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

●住所を異動(転入・転出・転居等)したときは手続きが必要となります

住所を変更する方は、異動日から14日以内に転出届や転入届・転居届などの手続きを行わなければなりません。在留カード所持者の在留資格、旅券、氏名、国籍、仕事の変更等については、入国管理局へ届出を行います。詳しくは、仙台入国管理局盛岡出張所へお問い合わせください。

【仙台入国管理局盛岡出張所】

所在地：盛岡市盛岡駅前西通1丁目9-15 盛岡第2合同庁舎6階 ☎019-621-1206

## ◎印鑑の登録【税務住民課国保住民係 ☎42-2111(内線211~213)】

村内に住居し、住民登録をしている15歳以上の方が登録できます。登録は本人が申請してください。代理人が申請する場合には即日登録はできません。登録すると印鑑登録証を交付します。

●登録に必要なもの

(1) 本人申請の場合

- ①登録する印鑑
- ②身分を証明できる書類（免許証、マイナンバーカードなど写真入りのもの）
- ※②をお持ちでない場合、②をお持ちの保証人（九戸村で印鑑登録されている方）が必要になります。

(2) 代理人申請の場合

- ①登録する印鑑
- ②代理人の印鑑
- ③代理人による申請を受理した場合、代理人に代理権授与通知書をお渡ししますので、本人から署名、押印していただき、役場から本人宛に送付した照会書（役場から郵送される ハガキ）と一緒に指定された期日までに受領してください。

※照会書の表面欄に本人の署名、押印を忘れないようにしてください。  
印鑑の登録をすると印鑑登録証が交付されます。印鑑登録証明書の交付を受ける際には、印鑑登録証を持参しないと証明書の交付は受けられません。なお、証明書の交付を受ける際には登録した印鑑は不要です。

●登録できない印鑑 次のような印鑑は登録できません

- ①正しい氏名、氏・名で表されていないもの
- ②一辺の長さが8mm以下、または25mm以上のもの
- ③ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの
- ④文字の判読が困難なもの
- ⑤印影を鮮明に表しにくいもの
- ⑥その他登録するのに適当でないもの（具体的には、担当職員にお尋ねください。）

◎印鑑登録の廃止、印鑑や登録証の亡失、印鑑の改印

【税務住民課国保住民係 ☎42-2111（内線 211～213）】

印鑑登録をしている印鑑または印鑑登録証を亡失したり、盗難にあったとき、または廃止をしたいときは、届出をしてください。原則、本人の申請になります。

●必要なもの：認印

改印は、廃止手続き後、印鑑の新規登録をもって改印となります。登録の手順は、「印鑑の登録」の欄をご参照ください。

◎支所での証明書交付

戸田支所（☎43-2111）、江刺家支所（☎42-3110）でも、住民票の写し、戸籍の全部事項証明、一部事項証明等の交付ができます。

●交付する各種証明書など

戸籍（全部事項証明・一部事項証明）、除籍（全部事項証明・一部事項証明）、戸籍・除籍の記載事項証明書、住民票、戸籍附票

◎証明書等の手数料 【税務住民課国保住民係 ☎42-2111（内線 211～213）】

証明書等の種類	手数料（1通）
戸籍の全部事項証明又は個人事項証明交付	450円
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	350円（証明事項1件につき）
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	750円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	450円（証明事項1件につき）
戸籍の届出、申請の受理の証明書又は届出その他村長の受理した書類の記載事項の証明書の交付	350円 （上質紙による届出の受理の証明書交付は1,400円）
戸籍の届書その他村長の受理した書類の閲覧	350円（1件につき）
住民票の写しの交付	300円
住民票記載事項証明	300円
戸籍の附票の写しの交付	300円
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	300円（1件につき）
印鑑登録証明	300円
印鑑登録証の交付	300円（1件につき）
身分証明	300円
外国人登録に関する証明	300円
埋火葬に関する証明	300円（1件につき）
文書受理に関する証明	300円（1件につき）
マイナンバーカードの再交付	1,000円（1件につき）

◆証明書を請求する際には、ご本人と確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の提示が必要です。運転免許証など顔写真付き証明書をお持ちでない場合は、保険証や年金手帳など顔写真の付いていない証明書を2点提示する必要があります。（例：保険証と年金手帳、後期高齢者医療保険者証と介護保険証等）

◆代理で請求する場合は、委任状が必要です。また、請求理由を尋ねる場合があります。

◆戸籍の全部事項証明、一部事項証明及び記載事項証明を請求できる方は、戸籍に記載されている本人、その配偶者、直系親族です。それ以外の方は請求理由を明らかにした場合のみ請求できます。

◆除籍の全部事項証明、一部事項証明及び記載事項証明、改製原戸籍の全部事項証明、一部事項証明を請求できる方は、除籍あるいは改製原戸籍に記載されている本人、その配偶者、直系親族です。それ以外の方は、請求理由を明らかにした場合のみ請求できます。

◆偽り等不正な手段により上記交付を受けた場合は、過料に処せられることがあります。

## ◎郵便による請求【税務住民課国保住民係 ☎42-2111（内線211～213）】

住民票は住所地の市区町村に、戸籍関係は本籍地の市区町村に郵便で請求することができます。

### ●請求方法

便箋等に必要事項を記入し、手数料分の定額小為替、請求者の住所、氏名を記入し切手を貼った返信用封筒、ご本人と確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写しを同封のうえ請求してください。なお、九戸村ホームページに郵送請求用の申請書の書式を掲載しています。

■九戸村ホームページURL <http://www.vill.kunohe.iwate.jp>

## ◎マイナンバーカード関係の手続き【税務住民課国保住民係 ☎42-2111（内線 211～213）】

マイナンバーカードの申請は申請者本人が郵送等により直接申請する必要があります。申請方法については、マイナンバーカード総合サイト（<https://www.kojinbango-card.go.jp>）または窓口までお問い合わせください。

マイナンバーカードを紛失したり盗難にあたりしたときは、警察及び役場へ届け出てください。警察へ届け出た証明がないと、再発行できない場合があります。再発行にはそれぞれ手数料がかかります。

### ●申請に必要なもの

- (1) 各種申請書（総合サイトから、または窓口で入手できます）
- (2) 身分を証明するもの（免許証、パスポートなど。窓口で申請をする場合に必要です）
  - ※マイナンバーカードをご希望の方は、6か月以内に撮影した顔写真（縦45mm×横35mm）をお持ちください。
  - ※マイナンバーカードの有効期限は発行の日から10回目の誕生日までです。
  - ※マイナンバーカードの初回発行分は手数料が無料になります。

## ◎公的個人認証（電子証明書交付）【税務住民課国保住民係 ☎42-2111（内線 211～213）】

マイナンバーカードの交付を受けている方で、公的個人認証サービス（行政機関への申請手続きなどが自宅のパソコンからできるサービス）を利用するときは、税務住民課国保住民係窓口へおいでください。また、マイナンバーカード申請の際に一緒に申請することもできます。

### ●申請に必要なもの

- ・申請書（窓口にあります）
- ・マイナンバーカード

## ◎パスポートの申請・交付【税務住民課国保住民係 ☎42-2111（内線 211～213）】

平成20年4月から村でパスポートの申請・交付ができるようになりました。申請できるのは、原則として日本国籍を有し、村内に住民登録をしている方です。

※村内に通勤、通学している方（生活の拠点が九戸村の方）などで村内に住民登録をしていない方が居所申請する場合には、住民票（発行日から6か月以内）の提出が必要です。

### ●受付時間

- ・パスポートの申請 午前9時～午後4時30分
- ・パスポートの受け取り 午前9時～午後5時

### ●申請に必要なもの

- ①一般旅券発給申請書（窓口にあります）
  - ②戸籍抄（謄）本（発行日から6か月以内）
  - ③住民票（村内に住所がある方は原則不要）
  - ④6か月以内に撮影した顔写真（縦45mm×横35mm）カラー、白黒どちらでも可
  - ⑤身分を証明できる書類（免許証など顔写真入りのもの）
- ※パスポートを取得したことのある方は前回のパスポートを持参ください。

### ●入手所要日数

- ・申請から8日目＋官公庁休日の日数
- ※土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までを除きます。

●手数料

- ・ 10年旅券（有効期間が10年のもの）  
16,000円（印紙14,000円＋県証紙2,000円）
- ・ 5年旅券（有効期間が5年のもの）  
11,000円（印紙9,000円＋県証紙2,000円）
- ・ 5年旅券（12歳未満の子ども）  
6,000円（印紙4,000円＋県証紙2,000円）

※旅券は年齢にかかわらず、本人でなければ受領できません。「一般旅券受領証」及び「手数料分の印紙」を持参のうえ、受け取りに来庁ください。

- ・ 収入印紙・・・郵便局ほか取扱所で販売
- ・ 岩手県収入証紙・・・税務住民課で販売

◎九戸村斎場（火葬場）の予約【税務住民課国保住民係 ☎42-2111（内線 213）】

九戸村斎場の使用は、税務住民課国保住民係にお申込みください。九戸村斎場での火入れ時刻は、午前10時と午後2時の1日2回です。喪主様・ご遺族様において、寺社、葬儀社、その他関係者のご相談のうえ、火葬を希望する日時を決めてください。

火葬を希望する日時が決まりましたら、喪主様又はご遺族様を代表する方は、役場税務住民課国保住民係に電話（☎ 42-2111 内線 213）し、

- 1、火葬を希望する日時
- 2、亡くなった方の氏名と住所
- 3、火葬を申し込む方の氏名と住所と連絡先
- 4、葬儀社名称（葬儀社が関わっているとき）

を係員に告げ、九戸村斎場の使用について予約をしてください。葬儀社が関わっているときには、その葬儀社をとおして九戸村斎場の使用予約をしても構いません。

なお、予約する時間は、原則、午前8時30分から午後5時30分までの間にお願いします。ただし、希望した日時に、すでに他の火葬で九戸村斎場が使用されることになっているときは、その日時での予約は受け付けできませんので、ご了承ください。

●使用料

区 分	村 民	村民以外の者
15歳以上	10,000円	20,000円
15歳未満 (死産児を含む)	5,000円	10,000円
改 葬	5,000円	10,000円
四肢その他身体の一部	5,000円	10,000円

※ペットの火葬はできません。

「斎場にのへ」二戸市環境推進室（☎ 23-3111）にお問い合わせください。